

「地方分権の進展に対応した行政の実効性確保のあり方に関する検討会」第10回議事概要

日 時：平成25年3月11日（月）16：00～18：00

場 所：総務省 10階 共用会議室1

出席者：（50音順、敬称略）

小早川光郎（座長）、佐瀬正俊（座長代理）、太田匡彦、大濱しのぶ、大屋雄裕、
岡崎泰治郎、川出敏裕、建部雅、手塚洋輔、西津政信

<報告書案について>

○31ページの「ふさわしい手段の整備を検討することが望まれる」という部分に総務省がどう関わるか。法律で義務が創設されたが手段は何もないとなったときに、地方から各省に意向を伝えるルートが必要。そのとき、国レベルの第三者、総務省の自治部局が取り次ぐ必要があるのではないか。

○37ページの下の方に「身体への実力行使を伴うような直接強制については…消極的に考えるべきである」とあるが、身体に対する直接強制は認めるべきでないと読める。そうすると、感染症予防法の健康診断や強制入院が直接強制を回避して即時執行としたのは正しかったということになるが、それでいいのだろうか。

○「直接強制及び即時執行を含め、身体への実力行使については」とするべきではないか。条例に基づく場合は、即時執行であっても身体への実力行使はできないと解すべきではないか。

○土地の引渡し等に関しては直接強制を認める方向で考えるとのことだが、退去しない場合、人への実力行使があり得る。身体への実力行使を伴えば一切だめだと読みかねない。

○「人身の確保・収容を目的とする直接強制」を認めないという趣旨であろう。

- そのようなものは侵害が強いと考えられるので、即時執行も含めて消極的にという書き方がいいと思う。例と人身の自由の問題となると、間接強制もさせるべきでないと思う。そもそも、人身に対する強制執行を条例で可能にするべきでないということではないか。

- 37ページで金銭的な手段による強制になじむか、なじまないかという区別がされているが、間接強制は何でもなじむ。この区別に疑問がある。「金銭的手段による強制になじまない」は削ったほうがいいのではないか。

- 義務の性質として、100%履行確保しなければいけないものなのか、社会的にトラブルがない程度に履行されていればいいというものなのか、相違があるのではないか。間接強制はお金を払い続ければ履行を回避できるから、100%履行確保しなければいけないものに使うのは筋がよくない。

- 29ページの(2)の土地等の引き渡しに関する土地収用法と学校施設確保令の相違について、類似の義務が異なる区分に分類される場合が生じるというよりも、類似の義務に異なる執行方法を用いていることが問題なのではないか。

- 39ページの体系的な法制化のイメージで、一般法ができて個別法で特例を定められることとすべきではないか。